

栃木市西方菅ノ沢墓地及び栃木市西方東上林墓地における施設基準

- (1) 盛土の高さは、0.2メートル以内とする。
- (2) 囲障の高さは、0.5メートル以内とする。
- (3) 高さの基準は、墓地境界杭高とする。
- (4) 樹木を植栽することはできない。
- (5) 上屋類、板塀及び竹垣を設けることはできない。